

琵琶湖大橋有料道路の障害者割引制度の要件緩和について

- ・ 滋賀県道路公社が管理している琵琶湖大橋有料道路の通行料金については、障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、障害者割引の措置を講じている。
- ・ 今般、国の通知※により事前登録した自動車がやむを得ず使用出来ないなどの理由から障害者割引の適用を受けられない障害者の方に配慮し、障害者割引に係る要件緩和を行う方針が示され、全国的高速道路会社及び地方道路公社が一律の対応を取ることとなった。
- ・ 要件緩和を実行するに当たっては、事業計画に記載されている料金の「障害者割引」に関する項目を変更する必要があるため、道路公社は国に変更許可を申請する。
- ・ 申請に当たっては県の同意が必要であり、道路整備特別措置法第 16 条第 2 項の規定に基づき県議会の議決を求める。
- ・ 本割引措置の運用開始は令和 5 年 4 月 1 日を予定している

※ 令和 4 年 6 月 24 日 「有料道路の障害者割引制度における 1 人 1 台要件緩和及びオンライン申請の導入について」

○ 有料道路における障害者割引の概要

(1) 割引制度の趣旨

通勤、通学、通院等の日常生活において、自家用車を利用している障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置を講ずるもの。

(2) 変更内容

	変更前	変更後
割引率	50% (琵琶湖大橋で普通車の場合 150円 → 80円) ※ETC割引との併用はなし	
適用範囲	① 身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら自動車を運転する場合 ② 身体障害者手帳の交付を受けている重度の身体障害者または療育手帳の交付を受けている重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転(介護運転)する場合	
対象自動車 (適用範囲 ①)	○ 障害者1人について1台、登録された自動車※	○ 障害者1人について1台、登録された自動車 上記に加え新たに対象となった車両 ○ レンタカー ○ 友人等が所有する車両
対象自動車 (適用範囲 ②)	○ 障害者1人について1台、登録された自動車※	○ 障害者1人について1台、登録された自動車 上記に加え新たに対象となった車両 ○ レンタカー ○ 友人等が所有する車両 ○ タクシー(介護タクシー含む) ○ 福祉有償運送車
料金所における手続き	○登録された自動車 → ETC及び一般レーンでの利用が可能 (ETCレーンを利用する場合) ・ETCカード番号及び車載器番号等を事前登録し、料金所にて手帳を提示することなく走行可能 (一般レーンを利用する場合) ・料金所にて手帳を提示することで割引対象 (現金または登録したETCカードによるクレジット払い)	○登録された自動車 → 手続等に変更なし ○レンタカー等新たに対象となった自動車 → 一般レーンのみ利用可能 ・料金所にて手帳を提示することで割引対象 (現金または登録したETCカードによるクレジット払い)

※ 当該身体障害者又はその親族等が所有するものが対象であり、営業車の車両・タクシー利用等は割引対象外

その他参考

● 事業計画の変更について

- 道路整備特別措置法第 10 条第 4 項の規定に基づき、滋賀県道路公社は、事業計画の変更のため、国に変更許可を申請する。
- この申請に当たっては、あらかじめ同法第 16 条第 1 項の規定に基づき県の同意が必要。
- この同意に当たっては、同条第 2 項の規定に基づき県議会の議決が必要。

道路整備特別措置法

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第 10 条

- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(道路管理者の同意等)

第 16 条 地方道路公社は、~~~~~ 許可 (同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者 (国土交通大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。

- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき~~~~~は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。